

嗅覚検査のご案内

嗅覚検査は、臭気判定士免状の交付又は免状の更新を受けるために必要な検査です。嗅覚検査は、免状の交付を受ける場合は申請日前1年以内に、免状の更新を受ける場合は有効期限6ヶ月以内に受ける必要があります。(ただし、免状の新規交付申請の場合、嗅覚検査の受検は申請日前1年以内であれば、臭気判定士試験の前でも後でも構いません。)

臭気測定業務従事者(以下、「臭気判定士」という。)は、試料の採取時や嗅覚測定法による測定に際して、試料の当初希釈倍数を決定する時など、自らの嗅覚による判断が要求されます。そのため、臭気判定士自身も一般的な嗅覚を有している必要があります。一般的な嗅覚とは約95%の人がもっているものであり、特に鋭敏な感覚を要求されているわけではありませんので、気を楽しんで受検してください。

ただし、人間の嗅覚はその日の体調や心理状態、周囲のにおいなどの影響を受けやすいので、嗅覚検査を受ける時には次の事項にご注意ください。また不合格となった場合でも、数日後再度検査を受けることができます(別途手数料)。なお、受検資格は、受検日において18歳以上の者となっています。

1. 実施機関(嗅覚検査機関)への予約

嗅覚検査は、嗅覚検査機関で行います。検査機関のリストは協会ホームページの嗅覚検査機関一覧(HOME/国家資格「臭気判定士」/嗅覚検査)に掲載していますので、受検者の都合が良い検査機関で受検してください。検査を受ける際は、予め電話で実施日を確認し、事前に予約をしてください。

2. 嗅覚検査手数料の振り込み

嗅覚検査の受検手数料は、9,000円(非課税)です。

事前に下記の払込取扱機関に納付のうえ、その払込を証する書類の写しをご用意ください。受検手数料は1回受検するごとに払い込みが必要です。なお、払込手数料は払込人の負担とします。

払込機関	郵便振替	00160-1-611922
	三菱UFJ銀行 浅草橋支店	普通口座 0826078
	シヤ)ニオイ カオリカンキョウキョウカイ	
	口座名義:公益社団法人 におい・かおり環境協会	

- 【注意】①複数人の受検手数料をまとめて払い込む場合は、その払込を証する書類の写しを各受検申請者ごとに添付してください。また、通信欄に受検申請者全員の名前を記入してください。
- ②インターネット経由で払い込む場合は、日付、振込先の金融機関、振込された方の名前が表示された画面をプリントアウトして、貼付してください。
- ③領収証の発行については、協会ホームページを参照の上、所定の手続きをしてください。

3. 嗅覚検査の受検申請書への記入

「嗅覚検査受検申請書」を以下よりダウンロードして、入力及び手書きにより所定事項を記入し、印刷するとともに、添付書類を貼付して、嗅覚検査の当日に検査機関の窓口に手渡ししてください。

【嗅覚検査受検申請書】

- ① 嗅覚検査受検申請書は記入後、A4判片面に印刷してください。4枚1組。
HOME/国家資格「臭気判定士」/嗅覚検査 (<https://orea.or.jp/hanteishi/kyukakukensa/>)

【添付書類】※電子データで添付する場合は、解像度にご注意ください。

- ② 証明写真(縦6cm×横4cm、申請日前6か月以内撮影。裏面に撮影年月日と氏名を記載)
申請書の1枚目に、写真を貼付してください。
- ③ 受検手数料の払込を証する書類(写し):申請書の4枚目に、写しを貼付してください。
- ④ 年齢を証する書類の写し(運転免許証、健康保険証等):申請書の4枚目に、写しを貼付してください。

4. 嗅覚検査の当日

嗅覚検査とは、1 から5までの番号が書かれた5本のにおい紙のうち、基準臭液によりにおいの付いた2本の「におい紙」を嗅ぎ当てる方法で、5種類の基準臭について、においの付いたにおい紙を嗅ぎ当てられるかどうかを判定するものです。検査の所要時間は約15分です。検査当日は以下の事に注意して検査機関にお越しください。

- ・香りのある化粧品類（コロン、ポマードなど）は一切使用しないでください。
- ・においの強い食事や刺激のある食事は避けてください。
- ・軽い風邪などであっても体調が優れない場合には、事前に検査機関へご相談ください。
- ・予約時間の5分前に検査機関に赴き、落ち着いて嗅覚検査を受けられるようにしてください。

5. 結果の通知と嗅覚検査合格証書、合格証書の留め置き

嗅覚検査に合格した人には、受検日から約10日以内に「嗅覚検査合格証書」（以下「合格証書」という。）が公益社団法人におい・かおり環境協会より交付されます（10日以上経過しても合格証書が届かない場合には、問い合わせ先までご連絡ください）。

合格証書の留め置きをされた方には郵送はいたしません。なお、不合格の方にはその日に不合格通知が発行されます。

6. 免状申請（合格証書を留め置きされた方は、嗅覚検査終了後すぐに申請できます）

臭気判定士免状の初回申請時には、「臭気判定士試験合格証書」と申請日前1年以内に実施した嗅覚検査の「合格証書」を添付する必要があります。

また、臭気判定士免状の更新を受けようと申請するときは、免状原本と当該免状の有効期間が満了する前日の6ヶ月以内に実施した嗅覚検査の「合格証書」を添付する必要があります。嗅覚検査合格証書の留め置きをされた方は、「合格証書」以外の書類を揃え提出してください。

7. その他

嗅覚検査申請書類や検査機関の情報については、以下の協会ホームページ内に掲載しています。領収書発行を希望される方は、臭気判定士の登録・更新等の申請書類のページをご参照ください。

HOME / 国家資格「臭気判定士」/ 嗅覚検査 (<https://orea.or.jp/hanteishi/kyukakukensa/>)



嗅覚検査



よくある質問

【問い合わせ先】

令和7年6月11日

環境大臣指定機関 公益社団法人 おい・かおり環境協会

〒160-0008 東京都新宿区四谷三栄町6番6号四谷MSビル4F URL : <https://orea.or.jp/>

TEL 03-6233-9011 / FAX 03-6862-8854 / E-mail info@orea.or.jp